

日本女子大学教員研究奨励金規程

平成 7 年 7 月 1 日
制 定

改正 平成 8 年 4 月 1 日
平成 13 年 7 月 1 日
平成 14 年 4 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日
2021 年 4 月 1 日
2023 年 4 月 1 日
2024 年 10 月 1 日

(名称)

第 1 条 この奨励金は、日本女子大学教員研究奨励金と称する。

(目的)

第 2 条 この奨励金は、日本女子大学の若手（原則として申請時満 45 歳未満）の専任教員で大学の進展に寄与する研究を行う者に対し、その助成のために設けられたものである。

(基金)

第 3 条 この奨励金の基金は、大橋廣記念奨学金、高橋憲子記念研究奨学金を母体とする。

2 前項の他、この奨励金の目的に賛同する個人又は団体の寄付を基金とする。

(選考方法)

第 4 条 この奨励金を受ける者は、日本女子大学教員研究奨励金運営委員会（以下運営委員会という。）が審議し、学長が決定する。

(奨励金の額)

第 5 条 この奨励金の授与金額は、基金より生ずる果実及び寄付金の範囲内とし、運営委員会の議を経て、学長が決定する。

(運営委員会の構成)

第 5 条 学長、学部長、学務部長をもって構成する。

(義務)

第 6 条 この奨励金を授与された時から 1 年以内に研究報告書を運営委員会に提出する。更に研究成果は、3 年以内に本学紀要又は学術誌に掲載し、運営委員会に報告する。

(事務)

第 8 条 この奨励金の事務は、学務部研究支援課が行う。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 本規程は、平成 7 年 7 月 1 日より施行する。

2 旧「大橋廣記念奨学金規程」、旧「高橋憲子記念研究奨学金規程」は廃止する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

本規程は、平成 8 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

本規程は、平成 13 年 7 月 1 日より一部改正施行する。

附 則（目的に関する項の改正）

本規程は、平成 14 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

附 則（事務組織改編に伴う改正）

本規程は、平成 17 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

附 則（奨励金の額に関する項の改正）

本規程は、平成 19 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

附 則（事務担当変更に伴う改正）

本規程は、2021 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

附 則（国際文化学部設置に伴う改正）

本規程は、2023 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

附 則（奨励金授与対象者の明確化に伴う改正）

本規程は、2024 年 10 月 1 日より一部改正施行し、2025 年度奨励金授与者から適用する。